

# 三和中学校生徒会会則

## 第1章 総則

- 第 1 条 本生徒会は、三和中学校生徒会と称する。(以下、本会という)
- 第 2 条 本会は、三和中学校生徒をもって構成する。
- 第 3 条 本会は、三和中学校教育方針に基づいて、生徒自らの力で、よりよい学校づくりに努める。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
  - 1 奉仕活動に関すること
  - 2 課外活動に関すること
  - 3 集会活動に関すること
  - 4 その他、本会の目的達成に関すること

## 第2章 役員

- 第 5 条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。また、役員の総称を執行委員とし、会務を運営する機関の名称を執行委員会とする。
  - 会長 1名 副会長 男女各1名
  - 書記局員 若干名
- 第 6 条 会長・副会長は、会員の選挙により選出する。
- 第 7 条 書記局員は、会長が任命する。
- 第 8 条 役員は、次の職務を行う。
  - 1 会長は生徒会を代表し、会務を統括する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
  - 3 書記局員は、会務の企画、各種の活動を担当するとともに、総会及び各委員会の議事録を記載し、保存する。

## 第3章 機関・運営

- 第 9 条 本会には、次の機関を置く。
  - 1 総会
  - 2 代議員会
  - 3 執行委員会
  - 4 専門委員長会
  - 5 専門委員会
  - 6 部活動部長会
  - 7 部活動部会
  - 8 ブロック長会
  - 9 地区生徒会
- 第 10 条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員によって構成される。
  - 総会に付議することは、次のとおりである。
  - 1 会務及び決算報告、事業予算の承認
  - 2 会則の変更
  - 3 その他、重要な事項の審議
- 第 11 条 総会は年2回開催とする。ただし、臨時総会は必要あるときに会長が招集する。
- 第 12 条 総会を開催することができない場合は、代議員会の議決によって総会にかえることができる。
- 第 13 条 代議員会は、各学級より選出された男女各1名ずつの代議員と執行委員、各専門委員長、各部活動部長によって構成し、定例会は、原則として毎月1回会長が召集する。ただし、臨時召集をすることができる。
- 第 14 条 代議員会は、次の行動を行う。
  - 1 各学級及び会員より提出された事項を審議する。
  - 2 各専門委員会及び各部活動部会より提出された事項を審議する。
  - 3 各専門委員会及び各部活動部会の日常活動に関する報告を受ける。
- 第 15 条 執行委員会は企画及び運営機関であり、第5条に定めた役員によって構成され、必要に応じて会長が召集し、会務を円滑に行うための調整に当たる。
- 第 16 条 専門委員長会は各専門委員会の委員長をもって構成し、会長が月1回以上これを召集し、専門委員会の連絡・調整をはかる。

- (2) 各専門委員会は、会長が（前年度2月中に）任命した委員長を中心とし、各学級より選出された委員で構成し、副委員長を互選により選出する。
- (3) 各専門委員会の名称は、別に会則内規第1条に定める。
- (4) 各専門委員会は、月1回の定例会と必要に応じて臨時会を開催し、活動事項の審議等を行う。

第17条 部活動部長会は各部活動の部長をもって構成し、会長が学期1回以上これを召集し、部活動の連絡・調整を図る。

- (2) 各部活動は、豊かな知識、体力と技能、健全なる精神を養うことを目的として活動する。
- (3) 各部は部員の中から部長・副部長を互選し、必要に応じて部会を開催する。

第18条 ブロック長会は各地区長の互選により選出された各ブロック長をもって構成し、会長が学期1回以上これを召集し、各ブロック間の連絡・調整を図る。

- (2) 地区は46地区とし、地区員は地区長を互選し、必要に応じて地区生徒会を開催する。
- (3) 各ブロック・地区名は、別に会則内規第2条に定める。

#### 第4章 選挙

第19条 選挙管理委員は、選挙期日を決定し選挙事務を行う。

第20条 会長、副会長の選挙は12月中旬までに行う。ただし、権限の委譲は2月1日よりとする。

第21条 選挙に関する細部規定は別に定める。

#### 第5章 会議

第22条 本会の各機関の会議は全構成員の3分の2以上の出席者で成立し、過半数の賛成によって決定する。可否同数の場合は議長が決する。

#### 第6章 会計

第23条 本会の経費は、全会員からの会費、事業収入及び寄付金、補助金による。会費の額については、代議員会で審議し、総会で承認を得る。

第24条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第7章 会員の義務

第25条 会員は本会の会費を納入し、各機関の決定事項に従う。会員は校則、規約を厳守し、役員、委員に協力する。

#### 第8章

第26条 本会の会則改正については、代議員会で審議し、会員の3分の2以上出席の総会で3分の2以上の賛成を必要とする。

#### 第9章 付則

第27条 執行委員は、全会議に出席できる。

第28条 この会則は、平成14年4月1日より施行する。

平成19年 4月 1日 一部改正

平成26年 4月 1日 一部改正

## 三和中学校生徒会会則内規

- 第 1 条 三和中学校生徒会会則第 16 条の専門委員会の名称と主たる任務を次のとおりとする。
- 1 生活委員会（交通・校内安全をはじめ、校内外の生活全体に関する事）※旧生活＋JRC
  - 2 情報委員会（学校内の情報に関する事）※旧放送＋広報＋給食
  - 3 保健委員会（保健衛生・食生活の向上に関する事）※旧保健＋給食＋JRC
  - 4 体育委員会（体育的行事の企画・運営に関する事）※旧体育＋応援
  - 5 環境委員会（校内外の環境・美化に関する事）※旧放送＋給食＋美化＋JRC
  - 6 図書委員会（図書館の運営、読書活動に関する事）
  - 7 特設応援委員会（応援に関する事） ※活動内容は、壮行式等の応援のみとする。

- 第 2 条 三和中学校生徒会会則第 18 条のブロックと地区は次のとおりとする。

- 第 1 ブロック 川浦・番町・神明町  
第 2 ブロック 中野・窪・法花寺・水科  
第 3 ブロック 水吉・鴨井・上田・下田  
第 4 ブロック 下中・稲原・野・日和町  
第 5 ブロック 今保・大東・大西  
第 6 ブロック 三村新田・井ノ口・浮島  
第 7 ブロック 島倉・下田島・北代・下新保  
第 8 ブロック 所山田・岡田・山高津・払沢・桑曾根  
第 9 ブロック 錦・柳林・岡木・上広田  
第 10 ブロック 米子・広井・下広田・本郷・沖柳  
第 11 ブロック 上越柳・下越柳・神田・塔の輪  
第 12 ブロック 山腰新田・末野・末野新田

- 第 3 条 この規則の改正は、代議員会で行うことができる。

- 付 則 平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
- |         |     |     |      |
|---------|-----|-----|------|
| 平成 19 年 | 4 月 | 1 日 | 一部改正 |
| 平成 26 年 | 4 月 | 1 日 | 一部改正 |
| 平成 31 年 | 4 月 | 1 日 | 一部改正 |

# 三和中学校選挙管理規程

## 第1章 総則

- 第1条 この選挙管理規程は三和中学校生徒会会則第21条に基づいて規程されたもので、会長・副会長の選挙に適用する。
- 第2条 前条に基づき、会長1名、副会長男女各1名を選挙により決定する。

## 第2章 選挙権及び被選挙権

- 第3条 生徒会会員は選挙権を有する。
- 第4条 被選挙権は、現1・2年に在籍する会員が有する。

## 第3章 選挙管理委員会

- 第5条 生徒会会則第20条の選挙管理委員は各学級から選出された男女各1名がその任にあたり、選挙管理委員会を構成する。
- 第6条 選挙管理委員会には委員長を置き、委員の中から互選する。
- 第7条 選挙管理委員会は、選挙管理規程により、選挙に関するすべての事務を行う。

## 第4章 告示及び候補者

- 第8条 選挙管理委員会は、役員選挙を行うときは当該選挙の告示を行う。告示は、投票日より10日以上前に行う。
- 第9条 候補者の届出は、責任者が所定の様式により定められた期間内に選挙管理委員会に届け出る。
- 第10条 立候補届け出締め切り後は、特別な場合を除いては辞退を認めない。

## 第5章 投票

- 第11条 選挙は、無記名投票により行う。
- 第12条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
- 第13条 選挙管理委員会は、投票用紙を準備し、投票所で選挙人名簿と照合し、選挙人に渡す。

## 第6章 開票及び当選者

- 第14条 開票は即日開票とし、開票立会いは、各候補者の責任者のうちそれぞれ1名とする。
- 第15条 当選者は有効票数の過半数を得たものとし、これに満たない場合には、得票数の多い上位2名で決選投票を行う。
- 第16条 信任投票の場合、開票後に不信任と決定したときは、直ちに告示し、再度選挙を行う。以後、この繰り返しとする。